



® 平成30年 2月15日(木)

No. 14628 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⑤⑤

「豊岡柳」事件(地域団体商標「豊岡杞柳細工」と出所混同のおそれ)……(1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……(10)

☆知的財産研修会(商品・パッケージのブランド、デザイン保護)……(12)

商標判例読解⑤⑤

「豊岡柳」事件

(地域団体商標「豊岡杞柳細工」と出所混同のおそれ)

ユアサハラ法律特許事務所 商標意匠部/商標判例研究会

弁理士 中田 和博

判決日:平成29年10月24日

裁判所:知財高裁第4部(高部 眞規子、山門 優、片瀬 亮)

事件番号:平成29年(行ケ)第10094号 審決取消請求事件

出典:裁判所ウェブサイト



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
河合 隆慶
中山 健一
坪内 伸
田中 達也
西尾 隆弘
朴 瑛哲
君塚 絵美
大島 かおり

塚中 哲雄
鈴木 治
村松 由布子
甲原 秀俊
高橋 林太郎
石川 雅章
真能 清志
阿部 拓郎
田中 睦美

澤田 達也
福尾 誠
寺嶋 勇太
吉澤 雄郎
福井 敏夫
永久保 宅哉
石井 裕充
井上 高雄
宮谷 昂佑

富田 和幸
齋藤 恭一
結城 仁美
吉澤 雄郎
酒匂 健吾
色部 暁義
藤本 一
辻 啓太
廣 昇

下地 健一
池田 浩
川原 敬祐
小松 靖之
柿沼 公二
田浦 弘達
鈴木 俊樹
塩川 未久
鈴木 裕貴

大倉 昭人
吉田 憲悟
岡野 大和
伊藤 怜愛
神 紘一郎
門田 尚也
内海 一成
橋本 大佑
Stephen Scott

栗野 晴夫
山口 雄輔
前田 勇人
片岡 憲一郎
坂本 晃太郎
加藤 正樹
市枝 信之
鈴木 麻菜美

所員178名うち弁理士63名、
欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

★キーポイント

本件では、知財高裁において「豊岡柳」及び「Toyooka」の文字と図形的要素からなる登録商標が、先登録の引用商標「豊岡杞柳細工」に類似し、被告による宣伝広告の態様などに鑑みて出所の混同を生ずるおそれがあるとして、無効審判の請求を棄却した審決が取り消された。

商標登録が存続していても、その商標の使用により出所の混同を生じるおそれがある場合には、不正競争防止法によって使用が禁止される可能性もある。商標登録が得られたからと言って、確実に使用する権利が保障されるわけではない。出所の混同を招かないよう、常に適正な使用が求められる。

商標登録を受けた後の商標使用の在り方について考えさせる裁判例である。

【引用商標】

豊岡杞柳細工

登録番号：第5030662号（地域団体商標）

出願日：平成18年4月1日

登録日：同19年3月9日

更新登録日：同29年1月10日

指定商品：

第18類 兵庫県豊岡市及び周辺地域で生産された杞柳細工を施したこうり

第20類 兵庫県豊岡市及び周辺地域で生産された杞柳細工を施した柳・籐製のかご、兵庫県豊岡市及び周辺地域で生産された杞柳細工を施した柳・籐製の買い物かご

商標権者：兵庫県杞柳製品協同組合

第1 事案の概要

本件は、商標登録無効審判の請求を不成立とした審決に対する取消訴訟である。

1 当事者

原告（審判請求人） 兵庫県杞柳製品協同組合

被告（審判被請求人） NK

2 本件商標及び引用商標

本件商標及び引用商標の詳細は以下のとおりである。

【本件商標】



登録番号：第5431098号

出願日：平成22年8月12日

登録査定：同23年7月8日

登録日：同年8月12日

指定商品：

第18類 皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具

商標権者：NK

3 審決の要旨

無効審判においては、下記の理由により、本件商標はその商標登録を無効にすべきでないとの審決がなされた。

- ①原告の登録商標（地域団体商標）（引用商標）と非類似であって、商標法4条1項11号に該当しない、
- ②引用商標又は原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとはいえず、15号にも該当せず、
- ③16号及び7号に該当するものでもない。

4 事実関係

裁判所が認定したところによれば、本件の事実関係は次のとおりである。

ア 原告の事業と商標について

（ア）兵庫県豊岡市及びその周辺地域（豊岡地方）では、古くから、地元で採れるコリヤナギの枝を編んで行李等の商品（杞柳製品）を製作する産業が行われていた。

同産業は、江戸時代に、豊岡藩の保護と助成を受けて盛んになり、明治時代以降は、従来から生産されていた行李のほか、バスケット、手提籠等の日常生活で用いられる籠類等を生産するようになって需要が拡大し、日本国内だけでなく海外にも輸出され、昭和26年には買い物籠を主とした手提げ籠の生産